

水生生物保全に係る環境基準の項目（ノニルフェノール）追加に伴う  
類型指定の取扱い等について

1. 経緯

平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示され、水生生物を保全する観点から生活環境の保全に関する環境基準の項目として、新たにノニルフェノールが追加された。

2. 類型指定における取扱い

（1）既往類型指定水域における新規項目の適用

水生生物の類型指定については、主に水生生物の生息分布状況や藻場・干潟等の環境条件等から設定されており、環境基準項目ごとに類型指定が変わるものではない。このため、環境基準に新たに項目が追加された場合、既に指定されている類型区分に基づいた基準値が自動的に適用される。

（2）類型指定検討水域における新規項目の取扱いについて

水生生物の類型指定については、主に水生生物の生息分布状況や藻場・干潟等の環境条件等から設定するものであることから、新たな環境基準項目の水質調査結果の有無にかかわらず、類型指定を進めていく。

（3）達成期間の扱い

ノニルフェノールの既往調査が無い場合には、全亜鉛の水質調査結果を用いて達成期間を設定し、今後、検討に必要な水質調査結果が収集された時点で見直しを行う。既に類型指定されている場合についても同様とする。

なお、東京湾、伊勢湾、大阪湾等の海域については、ノニルフェノールについては僅かではあるが既往の調査結果があり、基準値をすべて満たしていることから、達成期間は「直ちに達成」（亜鉛も基準値を満たすことが前提）とし、今後ノニルフェノールの調査結果の蓄積が進み水質状況が十分に把握された後に、必要に応じて達成期間の見直しを行うこととする。

\*東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む、公共用水域の海域におけるノニルフェノールの調査（平成 17～21 年度）では、全 277 地点の内、基準値を超過する地点はなかった。（平成 24 年 3 月中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 1 次答申）」）

河川・湖沼

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

海域

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノルフェノール
生物A	水生生物の生育する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下

水域類型指定の告示の記載例

水域名（範囲）	該当類型	達成期間	指定年月日
東京湾（全域。ただし、東京湾（イ）、東京湾（ロ）、東京湾（ハ）、東京湾（ニ）及び東京湾（ホ）に係る部分を除く。	海域生物A	イ	平成21年3月31日
東京湾（イ）（別記1の水域）	海域生物特A	イ	平成21年3月31日

（別紙 2）ノニルフェノールの検出状況について

淡水域

実施年度	検出 地点数	/	測定 地点数	検出範囲 (µg/L)		検出下限 (µg/L)		生物特 A				生物 A				生物特 B、生物 B			
				最小値	最大値	最小値	最大値	目標値 (0.6) 超過		10%値超過(0.06)		目標値 (1) 超過		10%値超過(0.1)		目標値 (2) 超過		10%値超過(0.2)	
								地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)
2005	184	/	717	0.028	2.1	0.005	0.5	10	1.4	150	20.9	5	0.70	112	15.6	1	0.1	48	6.7
2006	167	/	632	0.0011	2.3	0.005	0.5	9	1.4	134	21.2	7	1.11	90	14.2	1	0.2	43	6.8
2007	129	/	562	0.005	1.8	0.001	0.5	23	4.1	111	19.8	7	1.25	76	13.5	0	0.0	62	11.0
2008	97	/	513	0.001	5.5	0.001	0.5	16	3.1	82	16.0	6	1.17	54	10.5	1	0.2	29	5.7
2009	50	/	437	0.005	1.3	0.0005	0.5	7	1.6	43	9.8	3	0.69	26	5.9	0	0.0	18	4.1
2005-2009	627	/	2,861	0.001	5.5	0.0005	0.5	65	2.3	520	18.2	28	0.98	358	12.5	3	0.1	200	7.0

海域

実施年度	検出 地点数	/	測定 地点数	検出範囲 (µg/L)		検出下限 (µg/L)		生物特 A				生物 A			
				最小値	最大値	最小値	最大値	目標値 (0.7) 超過		10%値超過(0.07)		目標値 (1) 超過		10%値超過(0.1)	
								地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)
2005	11	/	85	0.03	0.48	0.03	0.3	0	0	10	11.8	0	0	8	9.4
2006	3	/	48	0.1	0.2	0.03	0.1	0	0	3	6.3	0	0	1	2.1
2007	0	/	49	0	0	0.03	0.3	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
2008	3	/	62	0.18	0.46	0.03	0.3	0	0	3	4.8	0	0	3	4.8
2009	0	/	33	0	0	0.03	0.1	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
2005-2009	17	/	277	0.03	0.48	0.03	0.3	0	0	16	5.8	0	0	12	4.3

注；検出下限値未満のデータは、不検出として取り扱っている。

出典；地方自治体（2005-2009）；独自調査結果、環境省(2007-2009)；要調査項目調査、環境省(2005)；化学物質環境実態調査結果

国土交通省（2005-2009）；全国一級河川における微量化学物質に関する実態調査の結果について（ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質）

環水大水発第 120822001 号  
平成 24 年 8 月 22 日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

### 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)第16条に基づく環境基準については、平成24年8月22日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成24年8月環境省告示第127号)が告示された。

この改正は、生活環境の保全に関する環境基準(以下「環境基準生活環境項目」という。)として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値を設定したものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

### 記

#### 1. 基本的考え方

水生生物の保全に係る水質環境基準(以下「水生生物保全環境基準」という。)は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として設定するものであり、環境基準生活環境項目として位置付けるものである。

現在得られている我が国に生息する魚介類及びその餌生物に係る化学物質の毒性等に関する知見、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質について、今般、環境基準生活環境項目に追加することとした。

水生生物保全環境基準の考え方の詳細については、「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第1次答申)」(平成24年3月7日付け中環審第647号)を参照されたい。

#### 2. 新たな水生生物保全環境基準及び基準値等

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目は、ノニルフェノール1項目である。これは、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて、環境基準として設定したものである。基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準を定めるものである。このためノニルフェノールの濃度の年間平均値として基準値を定めたものである。また、海域及び淡水域の区分、水域の水温、産卵・繁殖又は幼稚子の生育場等の水生生物の生息状況の適応性に応じて6種類の類型に分けて設定した。

水域類型及び基準値の概要は別表1のとおりである。

### 3. 環境基準の運用上の取扱い

環境基準の運用上の取扱いについては、以下に掲げる事項に留意されたい。

#### (1) 公共用水域等の監視の実施について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質の汚濁の状況の把握に努められたい。なお、平成 24 年度は準備期間とし、暫定的な体制での監視で差し支えないこととする。

測定地点、測定回数、測定時期及び測定頻度の決定に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえて行うものとし、適正な水域の監視に努められたい。

また、水生生物保全環境基準の類型指定について、類型が当てはめられていない水域については、類型指定の検討を引き続き実施されたい。なお、環境基準項目としての常時監視については、類型当てはめの後に行うこととなるが、それまでの間においても必要に応じて監視を行いつつ、概況の把握等に努められたい。

##### ア 測定地点

測定地点の選定に当たっては、水生生物の生息又は生育状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点等を活用しつつ、水域の状況を把握できる適切な地点を選定するものとする。

##### イ 測定回数

従来 of 生活環境項目と同様、年間を通じ原則として月 1 日以上採水分析するものとする。

##### ウ 測定時期や回数の変更

水生生物の生息又は生育状況、発生源の状況等により特定の時期等に注目する必要がある場合、凍結等水域の状況が測定に不適當な時期がある場合等にあっては、水質の時期的変動の有無等を勘案し、必要な対策につなげられるよう、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」（平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局）を参考に測定時期や回数を適宜変更しても差し支えない。

#### (2) 環境基準達成状況の評価について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目についての達成状況の評価は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）に基づき実施されたい。

#### (3) 水域の類型指定について

水域類型の指定に関する手続き等は、従来 of 環境基準生活環境項目において行われてきたものと同様であり、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）の別表に掲げる公共用水域以外の公共用水域については、法第 16 条第 2 項の規定により都道府県知事が類型を当てはめる水域の指定を行うこととされている。

別表 1

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。